

還付金等詐欺の手口について

◎自宅



- ① 自宅に公的機関を名乗る電話が来る。

※映像

「社会保険事務局総務課の中谷といいます」



- ② 医療費等の払戻金(還付金)の説明をし、「金が入る」と思わせる。

※映像

「医療費の払戻金として38,560円あります」



- ③ 期限が迫っていることを告げて、冷静さを失わせる。

※映像

「既に期日が過ぎていきますので急いで手続きをしないといけません。」



- ④ 案内後一旦電話を切り、折り返し電話させる。

※映像

「還付をご希望でしたら還付担当者に電話をしてください。」



- ⑤ 折り返しの電話に対し、担当者と名乗る者が、以後の手続きの案内をする。

※映像

「給付金を振り込むので手続きのために携帯電話とキャッシュカードを持って ATM に行ってください。」



※映像

「ATM に着いたら操作方法を教えますので電話をしてください。」

◎ATMコーナー



- ① ATMコーナーから電話をかけると、機械の操作方法を指示される。

※映像

「それでは今から私の言うとおりに機械を操作してください。」



- ② まず最初に、残高照会を確認するための作業を行う。

※映像

「画面の『残高照会』のボタンを押してください。」



- ③ 残高はそのまま読ませず、数字を右から読むように指示するため、被害者は残高を告げていることに気づかない。

※映像

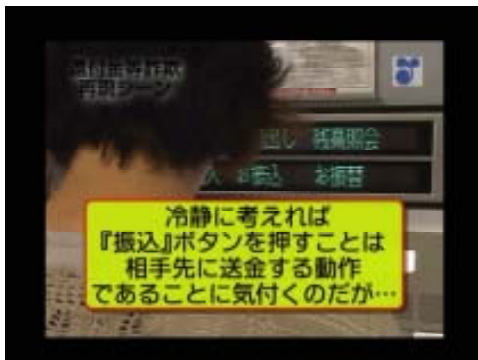
「数字を右から読ませることで残高 1,282,898円であることを確認。」



- ④ キャッシュカードによる振込手続きをさせるため、「お振込」ボタンを押すよう指示する。

※映像

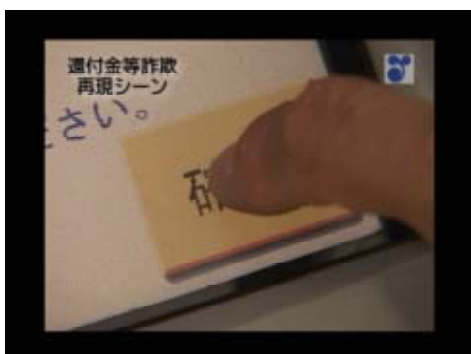
「『お振込』のボタンを押してください。」



- ⑤ 冷静に考えれば「振込」ボタンを押すということは相手側に送金するという事に気づくが、

- ・電話で矢継ぎ早に指示されることにより余裕がなくなる
- ・振り込み金額について、「取扱番号」等と言われ、疑いを持たなくなる

こと等から、言われるままに操作してしまう。



- ⑥ 画面上の「確認」を押すよう指示し、振込み手続きを完了させる。

※映像

「『確認』というボタンを押してください。」



- ⑦ 後から明細書を見て気づかせないため、ATMから出てきた取引明細書を破棄するよう指示する。

※映像

「出てきた明細書は破棄してください。」

◎犯人側



以上の手続きにより、犯人側に送金されたため、あらかじめ別のATMコーナーに待機していた引き出し係（通称「出し子」）が口座を凍結される前に現金を即引き出す。